

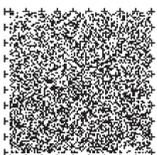
9 自動車・タクシー

福祉タクシー券

- 対象者** (1) 身体障害者手帳 1 級
※視覚障害を含む方は 1・2 級、下肢・体幹および移動機能障害を含む方は 1～3 級
(2) 愛の手帳 1・2 度
受給できない方
(1) 施設入所中または病院等に入院中の方 (詳細はお問い合わせください)
(2) 自動車燃料費 (ガソリン代) 助成を受けている方
- 内 容** 月額 3,650 円
申請時に当該年度分をお渡しして、翌年度からは 3 月下旬に 1 年間分を郵送します。
- 申 請** 必要なもの (※申請は郵送可)
(1) 印かん
(2) 身体障害者手帳または愛の手帳
- 問合せ** 障害者支援課障害者福祉係
☎ 03-3647-4952 FAX03-3647-4910

自動車燃料費助成

- 対象者** 次のいずれにもあてはまる方
(1) 身体障害者手帳 1 級または愛の手帳 1・2 度
※視覚障害を含む方は 1・2 級、下肢・体幹および移動機能障害を含む方は 1～3 級
(2) 本人または同一生計の方が所有する車が、自動車税または軽自動車税の減免を受けていること
受給できない方
(1) 施設入所中または病院等に入院中の方 (詳細はお問い合わせください)
(2) 福祉タクシー券の支給を受けている方
- 内 容** 助成限度額：月額 3,650 円
請求月 1・4・7・10 月に、請求月の前 3 か月分の燃料費の領収書と請求書を提出してください。指定の金融機関口座に振込みます。
- 申 請** 必要なもの (※申請は郵送可)
(1) 本人の身体障害者手帳または愛の手帳
(2) 本人または同一生計の方の運転免許証
(3) 自動車検査証
(4) 当該年度の自動車税・軽自動車税の減免を受けていることが確認できる書類
(5) 本人名義の預貯金通帳
(6) 印かん
- 問合せ** 障害者支援課障害者福祉係
☎ 03-3647-4952 FAX03-3647-4910

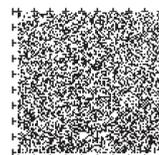


リフト付福祉タクシー

- 対象者** 在宅の方で車いすを利用または寝たきりの状態にある次の方
(1) 身体障害者手帳 1 級
※視覚障害を含む方は 1・2 級、下肢・体幹及び移動機能障害を含む方は 1～3 級
(2) 愛の手帳 1・2 度
受給できない方
施設入所中または病院等に入院中の方（詳細はお問い合わせください）
- 内 容** 一般の交通手段を利用することが困難な重度の障害のある方等のため、車いす・ストレッチャーのまま乗れるリフト付福祉タクシーを運行します。
利用料金：一般の普通車タクシーと同じ。実際に乗車した距離の料金は利用者負担。
江東区発行の福祉タクシー券が利用できます。
乗車定員：車いす 2 台またはストレッチャー 1 台と付き添いの介護者 4 名まで。
利用目的：問いませんが、通学、通勤など通年の利用はできません。
運行時間：毎日午前 8 時から午後 8 時まで
- 申 請** 身体障害者手帳または愛の手帳を持って障害者支援課で利用登録し、利用者が区指定のタクシー会社に認定番号を伝え、直接予約をします。
予約は利用日の 1 か月前からできます。（※申請は郵送可）
- 問合せ** 障害者支援課障害者福祉係
☎ 03-3647-4952 FAX03-3647-4910

自動車改造費の助成

- 対象者** 次のすべてにあてはまる方
(1) 運転免許証を交付されている
(2) 身体障害者手帳の上肢・下肢または体幹機能障害 1・2 級
(3) 自ら運転する自動車を所有する
(4) 前年の所得が障害児福祉手当の所得制限基準額以下である
※世帯に一定所得以上の方がいる場合は対象になりません。
- 内 容** 自動車購入の際にアクセル、ブレーキ等の改造が必要な場合、改造に要する費用について 133,900 円を限度に助成します。
- 申 請** 必要なもの
(1) 改造を行う業者の見積書
(2) 運転免許証
(3) 車検証（原本）
(4) 身体障害者手帳
(5) 前年所得状況を明らかにする書類
(6) 印かん
(7) マイナンバー確認書類
※申請は郵送可。詳細はお問合せください。
- 問合せ** 障害者支援課身体障害相談係
☎ 03-3647-4953（深川地区）、03-3647-4958（城東地区）
FAX03-3647-4910



自動車運転教習費の助成

対象者 次のいずれにもあてはまる方

(1) 身体障害者手帳 1～3 級または愛の手帳をお持ちの方

※内部障害は 4 級、下肢または体幹機能障害は 5 級までで歩行困難な方

(2) 公安委員会の適性試験に合格した方(内部障害および知的障害は適性試験対象外)

(3) 区内に 3 か月以上居住する 18 歳以上の方

(4) 前年の所得税が 40 万円以下であること

内 容 普通自動車運転免許を取得または免許にかかる排気量の限定解除をする場合、費用の一部を助成します。

助成額:入所料、講習料、教材費等実支出額の 3 分の 2 で、下表の金額を限度とします。

前年の所得税額	補助限度額
0 円	164,800 円
1 ～ 42,000 円	144,200 円
42,001 ～ 400,000 円	123,600 円

※排気量の限定解除の助成は実支出額で 20,600 円を限度とします。

申 請 申請の際は事前にご連絡ください。

必要なもの

(1) 住民票、所得税課税状況を明らかにする書類

(2) 自動車教習所の料金表

(3) 適性試験受験結果を明らかにした書類 (内部障害および知的障害は適正試験の対象外)

(4) 身体障害者手帳または愛の手帳

(5) 印かん

(6) マイナンバーカードまたは通知カード

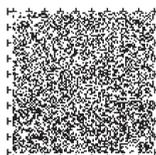
(7) 限定解除の場合は運転免許証

※申請は郵送可。詳細はお問合せください。

問合せ 障害者支援課 FAX03-3647-4910

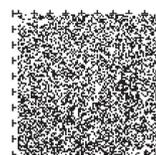
身体障害相談係 ☎ 03-3647-4953 (深川地区)、03-3647-4958 (城東地区)

愛の手帳相談係 ☎ 03-3647-4954



ハンディキャブの貸出

- 対象者** 区内在住で、日常生活で車イスを使用している方
- 内 容** ハンディキャブ（リフト付ワゴン車）の貸出し
- 申 請** 申請には登録が必要です。
必要なもの
（1）身体状況のわかるもの（障害者手帳・介護保険証など）
（2）運転する方の免許証（21歳以上の方に限る）
登録後利用希望日の車両の空き状況を確認し、利用日の10日前までに利用申込書を提出
条件：区内よりおおむね片道150kmの圏内。利用は原則月4回まで。最大2泊3日。
費用：燃料費の実費負担
※運転者の確保が難しい場合は、運転ボランティアの紹介も可能です。
※運転ボランティアは車の運転・乗降時のみのお手伝いです。その他の介助はいたしませんので必ず介助者をつけてください。なお、運転ボランティアは日帰りのみです。
- 問合せ** 江東区ボランティア・地域貢献活動センター
☎ 03-3645-4087 FAX03-3699-6266
〒135-0016 東陽6-2-17 江東区高齢者総合福祉センター2階



駐車禁止対象除外標章の交付

対象者 下記に該当する手帳の種類、障害の区分・級別に該当する手帳をお持ちの方

手帳の種類	障害の区分	等級		
身体障害者手帳	視覚障害	1級から3級までの各級または4級の1		
	聴覚障害	2級または3級		
	平衡機能障害	3級		
	肢 体	上肢機能障害	1級、2級の1または2級の2（両上肢に著しい障害がある方）	
		下肢機能障害	1級から4級までの各級	
	不 自 由	体幹機能障害	1級から3級までの各級	
		運動機能障害	上肢機能	1級または2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
			移動機能	1級から4級までの各級
		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸機能障害	1級または3級	
		免疫機能障害	1級から3級までの各級	
	肝臓機能障害	1級から3級までの各級		
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸機能障害、肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症		
	視覚、聴覚、平衡、体幹機能障害	特別項症から第4項症までの各項症		
愛の手帳(療育手帳)	1度または2度			
精神障害者 保健福祉手帳	1級			
小児慢性特定疾病 医療受給者証	色素性乾皮症の認定を受けている方			

内 容 東京都公安委員会発行の標章を自動車に掲示することで、道路標識等により駐車禁止されている道路の部分及び時間制限、駐車区間における駐車禁止の規制の対象から除外されます。

申 請 必要なもの

- (1) 申請書（各警察署窓口または警視庁ホームページよりダウンロード）
- (2) 障害者手帳等（精神障害者保健福祉手帳の方は自立支援医療受給者証を持参）
- (3) 住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）

※代理申請の場合はお問い合わせください。

問合せ 居住地を管轄する警察署

深川警察署交通課	☎ 03-3641-0110	〒 135-0042	木場 3-18-6
城東警察署交通課	☎ 03-3699-0110	〒 136-0073	北砂 2-1-24
東京湾岸警察署交通課	☎ 03-3570-0110	〒 135-0064	青海 2-7-1

